

三鷹市総合評価方式実施ガイドライン

平成30年4月

三鷹市

目 次

1	総合評価方式の導入目的	1
2	総合評価方式の概要	1～2
	(1) 総合評価方式とは	1
	(2) 総合評価方式の方法	1
	(3) 総合評価方式の対象工事	1
	(4) 落札者の決定方法	1
	(5) 評価値の算定方法	2
	(6) 学識経験者への意見聴取	2
3	施工能力の評価	2～6
	(1) 施工能力評価項目の配点	2～3
	(2) 施工能力評価項目の詳細	4～6
4	低入札価格調査及び失格基準	6
	(1) 低入札価格調査基準	6
	(2) 低入札価格調査	6
	(3) 失格基準	6
5	入札手続の流れ	6～7
6	その他	8
	(1) 配置予定技術者の変更	8
	(2) 申請内容の不正行為等	8
	(3) 公表事項	8
	(4) 説明責務	8

1 総合評価方式の導入目的

公共工事の品質の確保については、平成 17 年 4 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行され、公共工事の発注者には価格と品質が総合的に優れた調達を行うことにより品質確保の促進を図ることが求められている。

三鷹市では、これまでほとんどの公共工事の発注に関し、制限付一般競争入札又は指名競争入札での価格競争による業者選定を行ってきたが、幸いにも近年広く問題となっているような低価格による落札やそれに伴う不良工事の発生といった事例は見当たらない。

しかしながら、昨今の経済状況や公共工事の減少を鑑みるに、これまでと同様に品質が確保されとも限らない現状である。

このような事態を避け、また、高い技術的能力を持ち地域の発展に積極的な建設業者が成長できる環境を作り、そして三鷹市にとって最も優れた調達を実現することを目的として総合評価方式を導入する。

2 総合評価方式の概要

(1) 総合評価方式とは

総合評価方式とは、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」という品確法の基本理念に基づくものであり、事業者の技術力と価格の双方を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。この方式においては、最も低い価格で入札した事業者を落札者としてきた従来の入札方式とは異なり、価格に加えて事業者の技術力や施工能力を評価し落札者を決定するため、公共工事の品質の向上や事業者の技術力の向上、談合等の不正行為の排除等の効果が期待されている。

(2) 総合評価方式の方法

総合評価方式の方法として、技術的な工夫の余地が小さく、かつ規模の小さな工事に適した「特別簡易型」により実施することとする。当該方法は、技術提案や施工計画の代わりに工事成績や過去の同種工事の施工実績等を評価するものであり、環境や地域貢献等、三鷹市独自の評価項目を設定して実施する。

(3) 総合評価方式の対象工事

予定価格が 1 億 5,000 万円以上の工事から選定する。

(4) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、失格基準価格を下回らない者のうち、価格点と技術点の合計点である評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認

められるときは、予定価格の制限の範囲で入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 評価値の算定方法

技術点と価格点を独立して評価する「加算方式」により算定する。この方法は価格による評価の他に、施工の確実性を実現する技術力を評価し加味するものであり、工事の品質の確保を図る簡易型に適した方法である。

$$\text{評価値} = \text{価格点} + \text{技術点}$$

$$\text{価格点} = X \times \left\{ \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{失格基準価格}} + \frac{\text{失格基準価格}}{\text{入札価格}} \right] \times 1/2 \right\}$$

$$\text{技術点} = Y \times \frac{\text{施工能力点}}{\text{施工能力点 (満点)}}$$

※Xは50から60の範囲内、Yは40から50の範囲内において案件によって定めた値とする。なお、XとYの合計は100とする。

※価格点及び技術点は、小数点以下第四位を四捨五入し、小数点以下第三位までの値とする。

(6) 学識経験者への意見聴取

中立かつ公正な評価を行うため、次の段階において学識経験者から意見聴取を行う。

ア 落札者決定基準を定めようとするとき。

イ 落札者を決定しようとするとき（アにおいて落札者決定時に改めて意見を聴く必要があるとされたときに限る。）。

3 施工能力の評価

(1) 施工能力評価項目の配点

2 (5) の技術点の算出に係る施工能力点は、施工能力評価項目の評価点の合計点とする。施工能力評価項目の標準設定例は表1のとおりとし、案件ごとに工事内容及び工事規模を勘案し、必要な項目を設定することとする。

表1 施工能力評価項目の標準設定例

評価項目		評価基準	評価点	配点	種別	
企業の技術力	企業の施工能力	三鷹市における工事成績 (過去3年間に於ける直近3件の三鷹市同種工事の工事成績平均点)	85点以上	10	10	必須
			80点以上85点未満	9		
			75点以上80点未満	8		
			70点以上75点未満	7		
			65点以上70点未満	5		
			50点以上65点未満	3		
			35点以上50点未満	2		
			20点以上35点未満	1		
	20点未満	0				
	優良工事施工実績 (過去3年間に於いて、三鷹市における同種工事の工事成績年度平均が80点以上、あるいは都における同種工事の表彰実績の有無)	実績あり	2	2	必須	
		実績なし	0			
	施工実績 (原則過去3年間に於ける同種工事の官公庁実績)	同種かつ同規模以上の工事実績あり	2	2	必須	
		同種の工事実績あり	1			
		同種の工事実績なし	0			
	品質管理 (ISO9001の取得の有無)	取得あり	1	1	選択	
		取得なし	0			
	三鷹市不良工事施工の有無 (過去1年間に於いて、三鷹市の同種工事における工事成績65点未満の施工の有無)	施工あり	-2	-2	必須	
		施工なし	0			
配置予定技術者	保有資格	1級技術者(施工管理技士、建築士、技術士他)	2	2	必須	
		2級技術者(施工管理技士、建築士他)	1			
		その他の技術者(電気主任技術者等)	0			
	施工実績 (原則過去3年間に於いて、官公庁の同種工事で主任(監理)技術者としての工事実績の有無)	同種かつ同規模以上の工事実績あり	2	2	必須	
		同種の工事実績あり	1			
		同種の工事実績なし	0			
	優良工事施工実績 (過去3年間に於いて、主任(監理)技術者として、三鷹市における同種工事の工事成績が80点以上、あるいは都における同種工事の表彰実績の有無)	実績あり(3件以上)	6	6	必須	
		実績あり(2件)	4			
		実績あり(1件)	3			
		実績なし	0			
企業の信頼性・社会性	地域精通度	営業所の所在地 (三鷹市内の本店・支店・営業所等の有無)	本店あり	2	2	必須
		支店・営業所等あり	1			
		本店・支店・営業所等なし	0			
	地域貢献	防災協定 (三鷹市と防災協定締結の有無(過去3年間の活動実績の有無)、消防団協力事業所の認定の有無等)	防災協定を締結(活動実績あり)、消防団協力事業所の認定あり等	2	2	選択
			防災協定を締結(活動実績なし)	1		
			防災協定を締結していない	0		
	環境配慮	ISO14001等の取得 (ISO14001又はエコアクション21の取得の有無)	取得あり	1	1	選択
			取得なし	0		
	社会貢献	障がい者雇用の取組	法定障がい者雇用率超	1	1	選択
			法定障がい者雇用率以下	0		
		男女共同参画の推進 (育児・介護休業制度等の有無)	制度あり	1	1	選択
			制度なし	0		
労働環境の向上 (建設業退職金共済制度等の加入又は退職一時金制度導入の有無)		制度導入(加入)あり	1	1	選択	
		制度導入(加入)なし	0			
緊急工事等の施工実績(過去3年間)	実績あり	1	1	選択		
	実績なし	0				

(2) 施工能力評価項目の詳細

ア 三鷹市における工事成績

過去3年間に完了した三鷹市発注の同種工事で、直近3件の工事成績評定点の平均点とする。過去3年間とは、入札の告示日の属する年度より3年度前の4月1日から、当該告示日の前日までを指すこととする。〔例〕平成21年9月1日告示の場合、平成18年4月1日から平成21年8月31日までの期間が対象となる。〕

なお、直近工事件数が3件に満たない場合は、不足する工事件数1件につき65点として算定する。また、複数の工事成績評定通知書のしゅん工日が同日の場合は、工事成績評定点の高いものから使用する。

イ 優良工事施工実績

過去3年間に完了した同種工事で、次のいずれかの実績を対象とする。なお、期間の算定については、アと同様とする。

- ・三鷹市発注工事で、工事成績評定点の年度の平均が80点以上である実績
- ・東京都発注工事で、優良業者として表彰された実績

ウ 施工実績

過去3年間に完了した同種工事で、官公庁が発注した案件を対象とする。ただし、発注件数の少ない業種においては、3年を超える期間を設定する。なお、期間の算定については、アと同様とする。評価基準における「同規模」とは、原則として、予定価格を事前公表する場合は予定価格の8割に相当する金額を指し、予定価格を事後公表する場合は入札告示文において指定する金額を指すこととする。

エ 品質管理

ISO9001の認証取得の有無を対象とする。

オ 三鷹市不良工事施工の有無

過去1年間に完了した三鷹市発注の同種工事で、工事成績評定点が65点未満の案件を対象とする。過去1年間とは、入札の告示日の前日を起算とする。

カ 配置予定技術者の保有資格

建設業法（昭和24年法律第100号）上の同種業種について、次により区分する。

- ・1級技術者

建設業法第15条第2号イに該当する者

- ・2級技術者

建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外のもの

- ・その他の技術者

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で

1 級技術者及び 2 級技術者以外のもの。複数の資格を持つ場合は、上位の資格一つについてのみ評価する。

キ 配置予定技術者の施工実績

過去 3 年間に於いて、官公庁が発注した同種工事で配置予定技術者が主任（監理）技術者として施工した実績を対象とする。ただし、CORINS に登録していない場合は対象外とする。また、発注件数が少ない業種においては、3 年を超える期間を設定する。なお、期間の算定についてはアと同様とし、評価基準における「同規模」の定義についてはウと同様とする。

ク 配置予定技術者の優良工事施工実績

過去 3 年間に於いて、主任（監理）技術者として施工した実績で、次のいずれかの実績を対象とする。ただし、CORINS に登録していない場合は対象外とする。なお、期間の算定については、アと同様とする。

- ・三鷹市発注工事で、工事成績評定点が 80 点以上である実績
- ・東京都発注工事で、優良業者として表彰された実績

ケ 営業所の所在地

次の事業者を対象とする。

- ・三鷹市内に本店を有する者

東京電子自治体共同運営サービス電子調達サービス（以下「共同運営」という。）において、入札参加資格で本店所在地が三鷹市として登録されており、告示日現在 3 年以上営業を継続している者

- ・三鷹市内に支店・営業所等を有する者

共同運営において、入札参加資格で支店・営業所等所在地が三鷹市として登録されており、告示日現在 3 年以上営業を継続している者。なお、契約締結の権限を有する代理人を置いていることとする。

コ 防災協定等

災害時における支援等に関する協定を三鷹市と締結している者又は三鷹市消防団協力事業所として認定を受けている者等を対象とする。災害時における支援等に関する協定を締結している者の活動の実績については、過去 3 年間に於いて、期間の算定については、アと同様とする。

サ ISO14001 等の取得

ISO14001 又はエコアクション 21 の認証取得の有無を対象とする。

シ 障がい者雇用の取組

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条に規定されている法定雇用障害者数を超える障がい者雇用がある事業者を対象とする。

ス 男女共同参画の推進

育児・介護休業制度、それに伴う短時間勤務制度等を有する事業者を対象とする。

セ 労働環境の向上

建設業退職金共済制度若しくは中小企業退職金共済制度に加入し、又は退職金一時金制度を導入している事業者を対象とする。

ソ 緊急工事等の施工実績

過去3年間に、道路補修等の単価契約工事、災害時における緊急施工工事又は降雪、降雹時等の緊急作業の契約を三鷹市又は東京都と締結し、完了した実績を有する事業者を対象とする。ただし、東京都との契約においては、施工場所が三鷹市内を含んでいる実績に限る。なお、期間の算定については、アと同様とする。

4 低入札価格調査及び失格基準

本ガイドライン2(4)落札者の決定方法において行う低入札価格調査に係る基準は次のとおりとする。

(1) 低入札価格調査基準

低入札価格調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格の100分の85から100分の60までの範囲内において、予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して適正に定める。

(2) 低入札価格調査

ア 評価値が最も高い者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格未満の場合、落札候補者の決定を保留し、失格基準の判定を実施する。入札価格が失格基準の価格未満の場合、失格とする。

イ アの規定において入札価格が失格基準の価格以上の場合、次に掲げる事項について入札者からの事情聴取、提出資料の確認等により調査を実施するものとする。調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、第1順位者を落札者としなないことができる。

(ア) 当該価格で入札した理由

(イ) 工事費内訳書

(ウ) その他必要事項

ウ ア又はイの規定により第1順位者が失格となった場合は、次順位者を落札候補者とするものとする。

ただし、次順位者が調査基準価格未満の場合は、当該入札者を調査対象者とするものとする。

(3) 失格基準

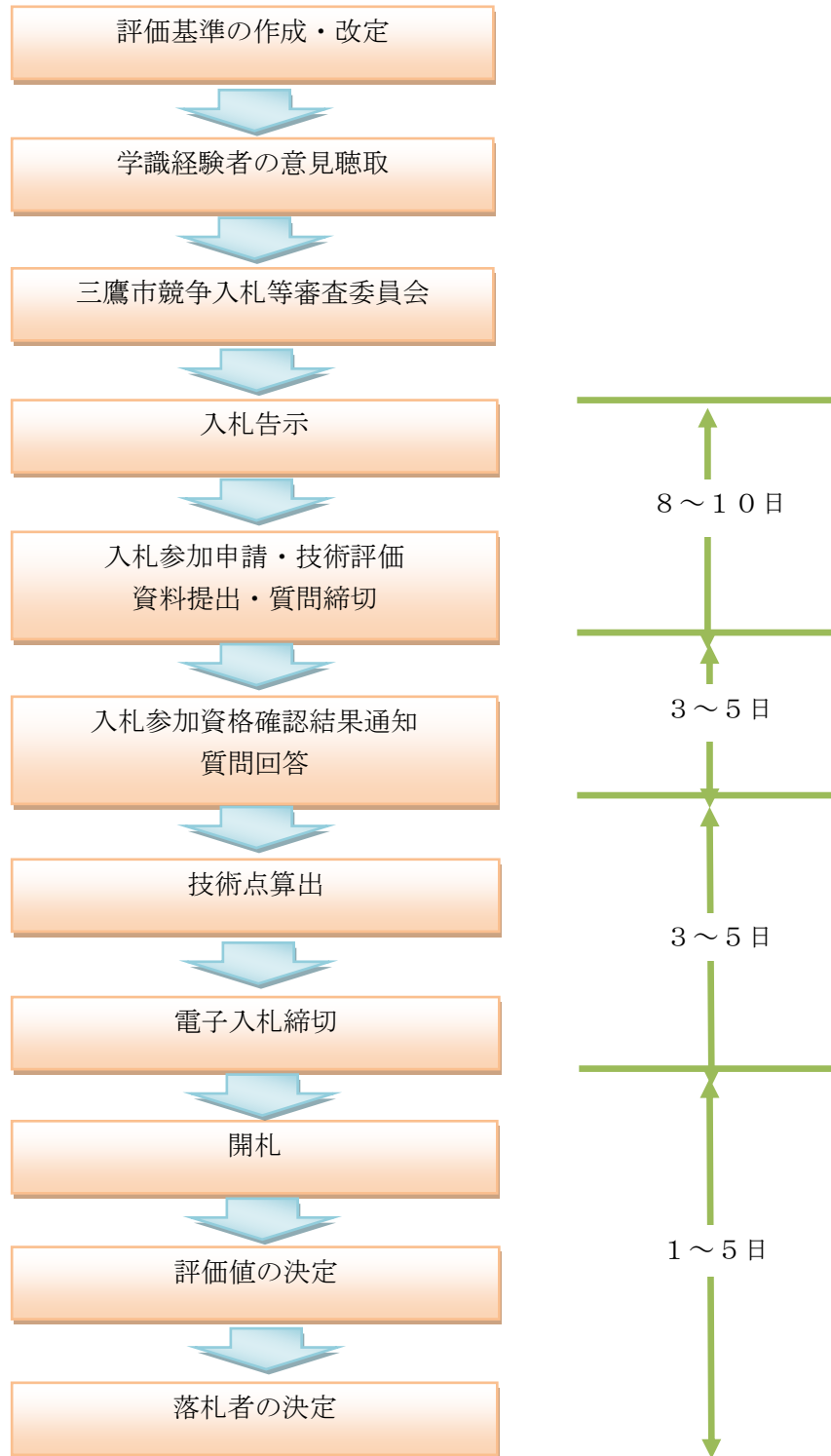
(2) アに規定する失格基準は次のとおりとする。

失格基準＝調査基準価格×0.95

5 入札手続の流れ

入札手続の流れは、図1のとおりとする。

図1 入札手続の流れ



※上記日数には土日祝日は含まない。

※2 (6) アにおいて、落札者決定前に学識経験者への意見聴取が必要とされた場合は、評価値の決定後に当該意見聴取を行う。

6 その他

(1) 配置予定技術者の変更

配置予定技術者は、原則として工事の完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者の病休等市がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。配置予定技術者を変更する場合において、変更後の技術者の該当する評価点は、変更前の技術者の保有する評価点以上でなくてはならない。

(2) 申請内容の不正行為等

虚偽の申請その他悪質な行為があった場合は、三鷹市指名停止基準に基づく措置を講じるほか、当該事業者の入札を無効とする。

(3) 公表事項

ア 手続開始時における明示

入札告示等において、次の事項について明記する。

- ① 総合評価方式の対象業務であること。
- ② 総合評価方式を行う理由
- ③ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

イ 落札結果の公表

落札者を決定した場合は、契約後速やかに次の事項について公表する。

- ① 落札者名
- ② 各入札者の入札価格
- ③ 各入札者の評価の状況（評価値、価格点、技術点）
- ④ その他必要事項

(4) 説明責務

入札参加者から開示の希望があった場合は、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を開示する。この場合において、当該評価内容について説明を求められたときは、これに応じることとする。